

佐久穂町国土強靱化地域計画

令和5年8月改訂



目次

第1章 基本事項	
1 計画策定の趣旨	1
第2章 強靱化の推進目標	
1 目指すべき将来の地域の姿	2
2 地域を強靱化する上での目標	2
(1) 基本目標	2
(2) 事前に備えるべき目標	2
(3) 計画期間の考え方	2
第3章 リスクシナリオ	
1 災害の想定	3
2 リスクシナリオと施策分野	3
第4章 対応方策	
1 リスクシナリオに対する対応方策.....	4
① -1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	4
① -2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	5
② -1 長期にわたる孤立地域等の発生	6
② -2 消防・医療機能の麻痺.....	6
③ -1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	8
③ -2 通信インフラの麻痺	8
④ -1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	10
④ -2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	11
④ -3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	12
⑤ -1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	14
⑤ -2 貴重な文化財の喪失	14
2 強靱化に向けた取組	15

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進している。

佐久穂町は、こうした国の方針や令和元年東日本台風（台風19号）災害など過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、佐久穂町地域防災計画を補完する計画として、国土強靱化基本法第10条に基づき佐久穂町国土強靱化地域計画を策定する。

本計画は、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、国土強靱化の観点から当町におけるインフラ整備を中心とした様々な分野の指針とする。

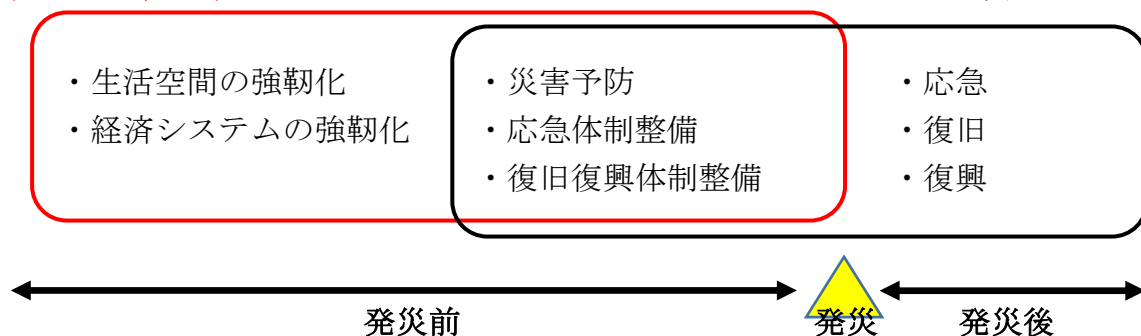
【佐久穂町地域防災計画との趣旨整理】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の意義	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化を目指す。	災害の種別ごとに、発生時の対応力の強化を目指す。
対象となる時間軸	災害発生前	災害発生前、発生時、発生後の対応
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策を展開する。	予防・応急・復旧などの具体的施策を展開する。

【関連イメージ】

《国土強靱化地域計画》

《地域防災計画》



第2章 強靱化の推進目標

1 目指すべき将来の地域の姿

本計画では、まず「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていく。

(目指すべき将来の地域の姿)

佐久穂町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい佐久穂町の維持・発展を目指す。

2 地域を強靱化する上での目標

強靱化を推進する上で最も重要な目標として、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ・ 人命の保護を最大限図る
- ・ 町及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないように維持する
- ・ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・ 迅速な復旧復興を図る

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 人命を確保する対策の整備
- ② 救助・救急・避難体制の整備
- ③ 行政機能の整備
- ④ ライフラインの整備
- ⑤ 二次的災害を防ぐための整備

3 計画期間の考え方

本計画は、将来にわたり継続する普遍的計画であるべきという観点から、計画期間の設定は行わず、PDCAサイクルや地域の実情、災害の切迫性、他の計画等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

第3章 リスクシナリオ

1 災害の想定

本計画では、町土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

2 リスクシナリオと施策分野

本計画では、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と、それを回避するために必要な「施策分野」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	【リスクシナリオ】 起きてはならない最悪の事態	施策分野（所管）									
		総務	総合政策	住民 税務	健康 福祉	建設	産業 振興	こども	生涯 学習	会計	議会
①人命を確保する	1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	○			○	○	○	○	○		
	2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	○				○	○				
②救助・救急・避難体制を確保する	1 長期にわたる孤立地域等の発生	○			○	○	○				
	2 消防・医療機能の麻痺	○			○						
③行政機能を確保する	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 通信インフラの麻痺	○	○								
④ライフラインを確保する	1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○			○						
	2 上下水道等の長期間にわたる機能停止			○		○					
	3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	○				○	○				
⑤二次的災害を防ぐ	1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生					○	○				
	2 貴重な文化財の喪失								○		

第4章 対応方策

1 リスクシナリオに対する対応方策

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応方策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

(脆弱性)

役場庁舎は令和2年に新築されたため、防災拠点となりえる耐震性が確保されているが、その他昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎のほか、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物もあることから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

役場庁舎をはじめとする公共建築物は、災害発生時に災害対応の中核となる本部、地域防災計画に基づく指定避難所等として利用することから、より安全で強固なものとするとともに、避難所としての機能を十分に果たすための設備を整備する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

(対応策)

- ・ 耐震診断や耐震改修のための技術的な指導等
- ・ 耐震診断や耐震改修のための支援措置
- ・ 公共建築物の耐震診断及び耐震改修、老朽施設の整備
- ・ 地域防災計画に基づく指定避難所等の設備の整備
- ・ 一般建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導・啓発
- ・ 公共建築物の屋根材、看板の飛散・落下防止のための点検・改修
- ・ 道路占有物の落下、転倒防止の指導・啓発
- ・ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策の普及・啓発
- ・ 構造物及び屋外設置物による被害の安全対策の広報活動・啓発
- ・ 消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化
- ・ 消防水利の多様化及び適正化
- ・ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化と消防応援協力体制の確立
- ・ 地域コミュニティの維持、活性化支援
- ・ 空き家等対策計画に基づく施策の実施

①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

(脆弱性)

当町の土砂災害警戒区域は、令和元年度までに273箇所が指定されており、そのうち241箇所には特別警戒区域も含まれている。平常時は安定しているように見える地域でも、豪雨によって土石流が発生し、集落に多大な被害をもたらした事例もある。特に当町及び周辺地域は、山が急峻で土石流が発生しやすい脆弱な地質の土地が多く、がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と災害を未然に防ぐための工事、災害防止のためのパトロールを強化する必要がある。同時に河川の浸水想定区域についても、重要水防区域を中心に住民への周知や警戒を継続して行う必要がある。避難場所（地区公民館）の倒壊や道路の寸断などによる孤立など、様々なケースを想定した避難体制を構築しておく必要があり、住民主導による自主避難マップの作成や町総合防災訓練を通じて構築していく必要がある。

降雪期における災害予防活動を推進するため、国県町道等の交通確保を図る必要がある。

当町では浅間山噴火の規模により降灰・噴石被害が想定され、現象の推移や予測が難しいことから、日頃より関係機関と連携し対策を推進する必要がある。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、保護者が隔離療養され残された要支援者等に対する人的・物的支援が適切に行われるよう体制を構築する必要がある。

(対応策)

- ・ ハザードマップ等の整備（千曲川流域・千曲川支線・防災重点ため池）
- ・ 砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進
- ・ 県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上の推進
- ・ 森林組合ほか林業事業者等と連携し、森林の保全管理の推進
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立
- ・ 住民主導型警戒避難体制の構築
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定について国及び県への働きかけ
- ・ 関係機関と連携し、除雪機械及び要員および排雪場所の整備など除雪体制の強化
- ・ 噴火現象等を想定した警戒避難対策に必要な機器の整備、および関係機関と連携し警戒避難体制の拡充

②-1 長期にわたる孤立地域等の発生

(脆弱性)

道路網の災害予防対策について、延長が膨大に上ることや立地的な制約等からそのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、これまでの災害を踏まえ、国県道については対策推進について県に働きかけ、町道等に関しては、避難所へ通じる道の安全対策や、東西に広がる当町の地形から町の東西を結ぶ路線及び、その道につながる支線を強固にしていく必要がある。

通信手段の確保について、当町においては、同報系無線設備が整備されているが、今後、これら設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(対応策)

- ・ 町道ほか林道等の災害予防対策の推進
- ・ 道路等に面した工作物、立ち木等の災害予防対策の住民周知及び支障木等の整理
- ・ 災害時の通信設備の維持
- ・ スマートフォン等による情報伝達手段の整備
- ・ 要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握と個別避難計画の策定
- ・ 活動用資機材の整備充実
- ・ 防災機能を有した道の駅の整備

②-2 消防・医療機能の麻痺

(脆弱性)

救助・救急用資機材の整備について、当町における、救助救急車両の整備及び運行は、佐久広域連合において行っており、今後も同連合において充足していく必要がある。また、消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。さらに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、災害時には、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないように、密閉、密集、密接の三密対策等をすすめることが重要である。通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状

が出た者のための医療スペースの設置、町立病院や町内診療所と連携した医師の確保といった衛生管理・医療や救護活動への支援体制の確立に留意する等運営方法の見直しが必要である。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムを活用する。なお、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した傷病者等の広域輸送へ対応するため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(対応策)

- ・ 消防及び医療機関の耐震化推進
- ・ 町役場や自主防災組織の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄
- ・ 消防団・自主防災組織を中心とする災害発生当初の救助・救急体制の整備
- ・ 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定
- ・ 災害時に備えた医療救護所の設置の検討
- ・ 千曲病院を中心とした後方医療機関との調整
- ・ 広域応援活動を受け入れるための体制の整備
- ・ 地域コミュニティの維持、活性化支援

③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性)

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。具体的には、「町役場も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱により町役場が機能不全になることを避け、早期に、より多くの業務を実施できるようにする必要がある。庁舎が被災しない場合でも、新型コロナウイルスによる職員の感染により行政機関が機能不全となるおそれがあり、同様に業務の執行体制の確立が必要となる。

(対応策)

佐久穂町業務継続計画により次の非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にする。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務（BCP）の整理

③-2 通信インフラの麻痺

(脆弱性)

災害時においては、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳（ふくそう：物事が1ヵ所により集まって混み合っていること）が発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある箇所については所要の対応を取る必要がある。

町内には、テレビ放送の難視聴区域があり、災害情報が必要な者に伝達されない事態となる恐れがある。共聴施設により多くは解消されているが、確実な機能維持に努める必要がある。

(対応策)

- ・ 防災行政無線について確実な機能維持と地震対策等
- ・ 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化
- ・ 中枢機能の分散化・機器の二重化・移動体通信機器の整備
- ・ 災害時優先電話、非常通信、衛星携帯電話、臨時災害放送局の機器及び運用体制の確立
- ・ 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練等
- ・ 平時には観光等の情報を、有事には防災等の必要な情報を発信できる仕組みを整備
- ・ テレビ放送の難視聴区域における共聴施設の確実な機能維持

④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性)

食料の備蓄については、毎年備蓄の強化を図るとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。また、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための消毒液及びマスクをはじめとする物品について整備をするとともに、感染拡大の防止をふまえた避難所の運営を行う必要がある。

食料品等の供給については、備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡体制の強化を事業者と図る必要がある。また、住民に対しても災害時に備えた準備等を啓発していくことが重要である。

(対応策)

- ・ 非常用食料の備蓄・更新
- ・ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結
- ・ 非常用食料の保存状態、在庫量の確認
- ・ 食料品等の調達体制の整備
- ・ 住民、民間事業所等への食料備蓄の周知啓発
- ・ 物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の備蓄及び調達体制を整備
- ・ 備蓄食料及び協定調達食料を住民に供給するための体制を整備
- ・ 炊飯器具、食器類、調味料等の整備
- ・ 生活必需品の備蓄・調達体制の整備
- ・ 新型コロナウイルス感染防止に必要な物資の備蓄
- ・ 災害用仮設トイレ等の備蓄
- ・ 輸送されてくる生活必需品の集積場所の調整
- ・ 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等についての関係機関

との調整

- ・ 公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備
- ・ エネルギー供給事業者との連絡体制の強化

④-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(脆弱性)

現在、当町には配水池は7か所全て、緊急遮断弁が設置されていない。今後、配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。また、給水タンク3個が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

簡易水道2か所、小規模水道3か所で給水しているが、水道施設間の距離が遠いことから、連結管等での相互の接続は困難である。また、簡易水道1か所、小規模水道2か所において深井戸からポンプで汲み上げているので、長期期間の停電が起きるとポンプでの給水が困難となることから、発電機の設置等が必要である。水道事業者については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には、多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

緊急連絡体制、復旧体制の確立について、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施する必要があることから、水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

災害時においても公衆衛生の保全、トイレの使用環境の確保などができるよう、下水道(汚水処理)機能を確保する必要があり、下水道施設については、南佐久公共下水道事業に関する処理施設の老朽化対策、耐震対策、浸水対策について、引続き佐久環境衛生組合において下水道ストックマネジメント計画等に基づき実施していく。また、災害時に備え、南佐久公共下水道区域内においてマンホールトイレの設置等を検討する必要がある。

なお、災害発生時においては、住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のため、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた応急対策を速やかに講じるためにも、長野県市町村災害時相互応援協定を基に県及び広域市町村を踏まえた収集・運搬・処分の具体的な対応方法について検討する必要がある。

(対応策)

- ・ 緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備
- ・ 予備水源、予備電源及び備蓄飲料水の確保
- ・ 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立
- ・ 給水源の確保、供給量の見直し

- ・ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定
- ・ 給水車、給水タンク、ポリタンク、携帯用ポリ袋の確保
- ・ 水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。
 - (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進
 - (2) 配水系統の相互連絡のブロック化
 - (3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進
 - (4) 復旧資材の備蓄
 - (5) 水道管路図等の整備
- ・ 災害時の対応を定めた災害対策要領等の更新
- ・ 対策要領等に定められた対応の訓練実施
- ・ 県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立
- ・ 発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材の計画的に購入、備蓄
- ・ 下水道台帳等の適切な調整、保管
- ・ 災害時における公衆衛生の保全、トイレの使用環境のための下水道（汚水処理）機能確保
- ・ 佐久環境衛生組合における下水道ストックマネジメント計画等に基づく処理施設の老朽化対策、耐震対策、浸水対策の実施
- ・ マンホールトイレの設置
- ・ 災害廃棄物や住民の生活系廃棄物についての収集・運搬・処分体制等の整備
- ・ 生ごみ等生活系廃棄物の減量化の推進

④-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性)

当町の道路は、南北に国道141号、県道川上佐久線、佐久南部広域農道、中部横断自動車道があり、東西に国道299号、県道下仁田佐久穂線がある。しかしながら、県道川上佐久線は、バイパス工事が町内工区についても未完となっているほか、中部横断自動車道の八千穂高原IC以南の先線の着工時期も未定となっている。また、国道299号は群馬県へ抜ける十石峠の幅員が十分でないうえ、冬期間通行止めになるため、林道大上線が唯一の路線となるなどの問題もあり、引き続き粘り強く幹線道路の整備を要請していく必要がある。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は関係機関と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

(対応策)

- ・ 県、佐久警察署及び交通安全協会の連携による交通確保計画の策定
- ・ 発災時等の迂回ルート、代替・補完施設の確保等
- ・ 「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保
- ・ 災害が発生した場合の早急なパトロール等の実施

- ・ 路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画の策定
- ・ 緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路、林道等の整備
- ・ 道路等の維持管理を実施し、安全安心な道路の整備
- ・ 道路利用者への災害の状況、通行規制等の情報提供
- ・ 相互応援の協定に基づく各関係機関への応援要請

⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

(脆弱性)

ため池、防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

(対応策)

- ・ ため池及び農業用排水路の危険箇所調査
- ・ 県と連携し、安全性が危惧されるため池や農業用水路の改修及び耐震対策
- ・ 被災時のため池の被害の影響について被害想定調査と防災マップの作成
- ・ 土のう、杭等の応急資材の準備

⑤-2 貴重な文化財の喪失

(脆弱性)

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。また、町内の神社仏閣などは住民のコミュニティを築くに欠かせない存在となっており、特に被災時には、それぞれの心のよりどころとして大きな役割を担うこととなる。

当町における文化財は、木造のものが多く、震災時の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

(対応策)

- ・ 各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進
- ・ 所有者又は管理者への文化財管理保護の指導と助言
- ・ 防災設備の設置推進

2 強靱化に向けた取組

(1) 佐久穂町総合計画と本計画の関係

本計画は、まちづくりの最上位計画として本町が位置づける佐久穂町総合計画（以下、「総合計画」という）と整合・調和を図るものとする。

(2) 各分野の強靱化に向けた取組

第4章で定めたリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性の整理と対応策に関する総合計画における施策（基本計画）を、表1のとおり整理する。

(3) 公共事業の主な整備箇所

公共事業の主な整備箇所を付属資料として整備する。なお、実施計画のローリングによる見直しに合わせ、随時更新を行うものとする。

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容	備考
令和3年3月	初版策定	
令和4年6月	第2版策定	
令和5年8月	第3版策定	